Ⅱ業務

第 1 章 医務·薬務·救急医療 第 2 章 保 健 衛 生 第 3 章 生 活 衛 生 第 4 章 試 験 検 査



第 1 章

医務・薬務・救急医療

医務行政については、適切な医療の提供を確保し、市民の皆様が安心して 医療を受けられるようにすることにより、市民の健康保持に寄与するよう、 医療法及びその他関係法令に基づき、医療機関等への立入検査や相談業務を 実施しています。

薬務行政については、住み慣れた地域で患者が安心して医薬品を使うことができるようにするため、薬局や医薬品販売業者への監視を通じて、患者に対する服薬指導や医薬品等に関する情報提供が適切に行われているか、確認を行っています。

また、社会的な問題となっている薬物乱用の問題については、全国的に依然として後を絶たない状況が続いています。

北海道警察本部の令和5年7月発表の統計資料によると、覚醒剤事犯の検 挙者数は前年より減少していますが、大麻事犯については増加しており、検 挙者のうち6割以上は10代、20代の若年層です。

SNS (ソーシャルネットワーキングサービス) などにおいて大麻の有害性を否定する誤った情報が氾濫することにより、大麻に対する警戒心が低下し、その結果、若年層における大麻乱用が蔓延すると危惧されています。

若年層が興味本位で薬物に手を出してしまわぬよう、関係団体と協力をしながら、今後も継続して薬物乱用防止に関する啓発活動に取り組みます。

献血については、年々少子高齢化が進み、市内の献血可能人口が減少しているなか、新型コロナウイルス感染症の影響による献血協力者の減少も心配されましたが、市民の皆様の積極的な御協力により、今のところ必要数が確保できています。今後も血液製剤の安定供給を維持できるよう、北海道赤十字血液センターと協働して、継続的な献血への協力を呼びかけます。

救急医療体制については、医師会などの協力の下、休日・夜間等における医療体制の維持を図っています。

今後とも、市民生活が安全で快適に営まれるよう、的確な医薬情報提供と 適正な医療体制の確保に努めます。

1 医 務

担 当 課一保健総務課

① 施設数と監視数

【施設数】 (単位:件)

年度	病院	一般診療所	歯科 診療所	助産所	歯科 技工所	あん摩等 施術所	柔道整復 施術所	あん摩等 及び 柔道整復 施術所
R2	15	81(11)	78	2	22	49	30	26
R3	15	80(11)	78	2	22	49	29	26
R4	15	78 (12)	77	3	22	49	28	26

(注1) 一般診療所の()内は、一般外来患者を受けていない診療所を再掲。

【医療監視及び実地指導等の実施施設数】(根拠法令~医療法第25条第1項)

(単位:件)

年度	病院	一般診療所	歯科診療所	衛生検査所
R2	15	0	0	0
R3	15	0	78	2
R4	15	65	0	0

②病床数 (単位:床)

年度	公公 米石			診療所					
年度 総数		総数	精神	結核	感染症	一般	療養	砂原門	
R2	3, 065	2,859	921	4	2	1, 380	552	206	
R3	3, 024	2,847	909	4	2	1, 380	552	177	
R4	3, 012	2,835	897	4	2	1, 380	552	177	

③開設者別医療施設数と病院病床数

	312/	施設数	<u>C 州州州</u> (件)	101090		}	病院病床	数(床)		
区分	総数	病院	一般診療所	歯科診療所	総数	精神	結核	感染症	一般	療養
総数	170	15	78	77	2,835	897	4	2	1, 380	552
国	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0
道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小樽市	3	1	2	0	388	80	4	2	302	0
社会福祉法人	9	3	6	0	786	168	0	0	618	0
公益法人	2	1	1	0	138	0	0	0	138	0
医療法人	78	10	48	20	1,523	649	0	0	322	552
その他の法人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会社	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
共済組合	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0
個人	73	0	16	57	0	0	0	0	0	0

④市内病院病種別利用率 (医療法施行令第4条の8<病院報告>に基づく)

区分	総数	精神	結核	感染症	一般	療養
年間在院患者延数(人)	814, 619	255, 707	317	18, 717	358, 672	181, 206
1 日平均在院患者数(人)	2, 231. 8	700.6	0.9	51. 3	982. 7	496. 5
令和4年末病床数(床)	2, 847	909	4	2	1,380	552
病 床 利 用 率 (%)	78. 4	77. 1	21. 7	2, 564. 0	71. 2	89. 9
10 万人対病床数(床)	2, 623. 4	837. 6	3. 7	1.8	1, 271. 6	508.6

(注1) 病床利用率 =

年間在院患者延数

(注2) 小樽市住民基本台帳人口 108,525人(令和4年12月末現在)

2 薬 務

①薬事関係施設と監視延件数(根拠法令~医薬品医療機器等法第69条第2項)

(単位:件)

年	薬	卸	店	既	特	販高	販管	医	毒	毒	監
		売	舗	存	例	売 業 ・	売理	薬	劇	劇	視
		販	販	配置	販	業理	業医・	品 等	物	物	延
		売	売	販	売	貸療	貸寮	製	製	販	件
度	局	業	業	売業	業	与機業器	与機 業器	造 業	造業	売業	数
反	/4)	未	未	未	未	未加	未如	未	*	未	奴
R2	78	15	31	7	5	80	302	10	4	85	150
R3	77	14	29	7	4	81	303	10	4	85	158
R4	75	13	30	7	2	75	303	10	4	81	128

(注1) 医薬品等製造業の医薬品等:医薬品・医薬部外品・化粧品・薬局製剤・医療機器

②献血実施状況(小樽市献血推進協議会)

(単位:人)

	目標数	宝坛		中止数		献血者数の内訳			
年度	(200mL 換算) 献血者数	実施 稼動数 (回)	受付人数	中山級 (比重不足ほか)	献血者数	200mL 献血者	400mL 献血者	(200mL 換算) 献血者数	達成率 (%)
R2	3, 862	46	2, 405	281	2, 124	41	2,083	4, 207	108.9
R3	3,862	50	2, 409	200	2, 209	59	2, 150	4, 359	112.8
R4	3, 862	50	2, 388	230	2, 158	111	2,047	4, 205	108.8

3 救急医療

(1) 第一次救急医療

①小樽市夜間急病センター

根拠法令-医療法第30条の3、小樽市夜間急病センター条例 事業開始-昭和52年度

【目的】 夜間における救急医療体制の確保(対象地域:小樽市)

【沿革】 昭和52年6月15日/緑1丁目1番1号日赤会館1階に開設し、内科・小児 科診療開始

昭和56年4月15日 外科診療を開始

平成 5年4月26日 梅ヶ枝町8番18号に、多診療科目を有する病院に併 設する形で新築

平成25年7月11日 住ノ江1丁目7番16号に、医療機器等の整備の充実 を図り新築移転

平成31年4月 1日 土曜日午後の診療を開始

【内容】 運営形態/小樽市夜間急病センター条例により、小樽市医師会に管理運営を委託(平成18年4月1日から小樽市公の施設の指定管理者に指定)

診療時間/午後6時~翌朝7時(日曜・休日は9時)、年中無休

午後2時~翌朝9時

【実績】

診療科目別患者数 (夜間)

(単位:人)

年 度	内 科	小 児 科	外 科	合 計
平成 31 年度	3, 213	835	1, 787	5, 835
令和 2 年度	1,836	292	1, 302	3, 430
令和 3 年度	1, 981	358	1, 293	3, 632
令和 4年度	2, 163	436	1, 363	3, 962

診療科目別患者数 (土曜日午後)

年 度	内 科	小 児 科	外 科	合 計
平成 31 年度	341	89	315	745
令和 2 年度	176	28	190	394
令和 3 年度	168	22	214	404
令和 4 年度	180	22	212	414

診療科目別患者数 (土曜日午後も含めた総計)

年 度	内 科	小 児 科	外 科	合 計
平成 31 年度	3, 554	924	2, 102	6, 580
令和 2 年度	2,012	320	1, 492	3, 824
令和 3 年度	2, 149	380	1, 507	4, 036
令和 4年度	2, 343	458	1, 575	4, 376

令和4年度診療科目月別患者数

(単位:人)

月	内 科	小 児 科	外 科	合 計
4 月	186	32	128	346
5 月	184	37	126	347
6 月	183	37	159	379
7 月	241	60	156	457
8月	260	50	161	471
9 月	218	33	116	367
10 月	191	42	122	355
11 月	218	38	106	362
12 月	197	31	138	366
1月	162	33	139	334
2 月	130	30	106	266
3 月	173	35	118	326
計	2, 343	458	1, 575	4,376

②在宅当番医制

根拠法令-医療法第30条の3

事業開始一昭和58年度

【目的】 日曜日・休日における救急医療体制の確保(対象地域:小樽市)

【内容】 日曜日・休日 内科2か所・外科1か所 午前9時~午後6時

眼科 1か所 午前9時~正午12時

【実績】 (単位:件)

年度		延 当 番	: 医療	機関数		実施日数
年 度	内 科	外 科	産 科	眼科	計	夫肔口剱
平成 30 年度	344	170	0	24	538	122 日
平成 31 年度	265	76	0	22	363	76 日
令和 2年度	242	71	0	15	328	71 日
令和 3年度	251	71	0	15	337	71 日
令和 4年度	249	71	0	3	323	71 日

[※] 眼科は令和4年6月をもって終了

(2) 第二次救急医療

① 病院群輪番制

根拠法令-医療法第30条の3

事業開始一昭和61年度

【目的】 休日・夜間における重傷(症)患者の救急医療体制の確保

(対象地域:後志管内)

【内容】 参加病院数 9病院(市内 6病院・市外 3病院)

診療科目数 14科目

4 災害対策

担 当 課一保健総務課 根拠法令-災害対策基本法第8条 事業開始-平成30年度

【目的】 地域防災計画医療救護計画に基づき、災害医療に関する知識の習得、訓練、会議等を行うことにより、職員及び関係団体の連携を強化し、災害医療の充実を図る。

小樽市地域災害医療連絡会議

【内容】 小樽市保健所及び小樽市医師会等が、市内の災害医療体制について平常時から意見交換及び情報共有を図るとともに、災害時に関係機関が連携し、迅速かつ有効な災害医療体制を構築するための会議を行う。

【委員一覧】 (令和5年3月現在)

職	名		氏	名		役 職 名
委	員	鈴	木	敏	夫	小樽市医師会会長
		越前	前谷	勇	人	小樽市医師会理事
		加	藤	友	_	小樽市歯科医師会会長
		桂		正	俊	小樽薬剤師会会長
		岸	Ш	和	弘	北海道災害医療コーディネーター
		有	村	佳	昭	小樽市立病院院長
		宮	本	憲	行	小樽協会病院院長
		和	田	卓	郎	済生会小樽病院病院長
		向	谷	充	宏	小樽掖済会病院院長
		鈴	木		洋	札樽病院副院長
		葭	内	史	朗	野口病院院長
		中	井	義	仁	三ツ山病院理事長
		宮	嵜	直	樹	小樽中央病院院長
		山	田		修	朝里中央病院病院長
		田	中	宏	之	小樽市保健所所長